

改正入管法に基づく外国人技能実習制度の見直しに伴う 漁業協同組合への無料船員職業紹介事業の許可について

<入管法の改正>

(H21年7月15日公布)

※H22年7月1日施行

・実務研修(OJT)を行う場合、**雇用契約に基づき**技能修得活動を行うことを義務づけ
※労働基準法や最低賃金法等の**労働関係法上の保護**が受けられるようにする

・技能実習生の**安定的な法的地位を確立**する観点から、在留資格として新たに**在留資格「技能実習」**を創設

外国人技能実習制度の見直し

外国人の受入れ団体は、労働関係法令に基づいて雇用のあっせんを行うことが必要
(H22年7月1日以降の入国者に適用)

- 外国人の受入れ団体は入管法関連省令で規定
- 職業紹介事業者以外は許可・届出が必要

漁業分野

漁業分野の受入れ団体として**漁業協同組合**を規定

船員法適用船員

船員職業安定法に基づき**無料船員職業紹介事業者**として許可

船員法適用以外

職業安定法に基づき**無料職業紹介事業者**として届出

今後の予定

漁協からの許可申請

地方運輸局経由で進達

交通政策審議会での
意見聴取
(船員職業安定法第95条)

H22年4月以降に
順次申請
(年度中に30団体以上の見込)

※既許可事業者数
8団体

